

## 平成29年関川村議会9月（第4回）定例会議会議録（第1号）

### ○議事日程

平成29年9月7日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 4号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第45号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第46号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第47号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第48号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 同意第 1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 4号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第45号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第46号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第47号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第48号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第14 同意第 1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

○出席議員（9名）

1番	近	良	平	君	3番	小	澤	仁	君		
4番	加	藤	和	泰	君	5番	鈴	木	万寿夫	君	
6番	高	橋	忠	夫	君	7番	高	橋	正之	君	
8番	菅	原		修	君	9番	伝		信	男	君
10番	平	田		広	君						

---

○欠席議員（1名）

2番 伊 藤 敏 哉 君

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平	田	大	六	君	
副村長	佐	藤	忠	良	君	
教育長	佐	藤	修	一	君	
総務課長	加	藤	善	彦	君	
税務会計課長	田	村	久	美	子	君
住民福祉課長	中	束	正	子	君	
農林観光課長	伊	藤		隆	君	
建設環境課長	高	橋	賢	吉	君	
総務課参事	野	本		誠	君	
農林観光課参事	板	越	昌	生	君	
関川村代表監査委員	大	戸	三	男	君	

---

○事務局職員出席者

事務局 長	佐	藤	充	代
主 任	石	山	洋	介

午前10時00分 開会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。2番、伊藤敏哉さんから欠席の届け出がありました。定足数に達していますので、これより平成29年関川村議会9月（第4回）定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、高橋正之さん、8番、菅原 修さんを指名します。

---

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会期日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る8月30日、役場第2会議室において、平成29年9月（第4回）定例会議の運営について、委員及び議会事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。その後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

なお、平成28年度の決算認定につきましては、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行います。

各常任委員会終了後から12日までは決算審査特別委員会の各分科会を開催し、付託議案の分割審査を行います。

13日から15日までは、議案調整、各委員長の事務整理日として休会とします。

19日は午後2時から決算審査特別委員会を開催します。午後3時から本会議を開催し、各委員

長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

報告第4号は平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告案件です。報告の後、代表監査委員の審査意見書の報告を求めます。

認定第1号及び認定第2号は平成28年度の各会計及び水道事業会計の決算認定案件です。一括上程し、代表監査委員の決算審査意見書の報告を求め、質疑の後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

議案第43号及び第44号は条例の一部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第45号から議案第48号は各会計の補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

同意第1号は教育委員会委員の人事案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は8月24日正午で締め切り、5名の方が本定例会議において質問を行います。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会議後に派遣が必要なものは9月19日に議長提案とします。

以上で、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

---

### 日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により平成29年7月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管していますので、ごらんください。

本定例会議までに受理した請願・陳情等はお手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成29年関川村議会9月定例会議をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しいなか、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

私ごとでありますけれども、少し時間をいただきたいと思います。

私の村長としての任期は本年の12月23日までであります。このたび、12月に執行されます次期村長選挙には立候補しないことを決断いたしまして、過日、私の後援会の幹部の皆さんにお伝えをいたしたところであります。平成13年（2001年）12月24日に初当選して以来、4期16年にわたりまして村政を担当させていただきました。その間、議会の皆様を初め多くの村民の皆様のご支援をいただき、また関係機関など多方面の皆様からお力添えをいただきましたことを、まことにありがたく感謝をいたしております。

また、任期中には11月の定例会議もありますが、とりあえず議会の皆様方に私の決意のほどをお伝えさせていただきました。ありがとうございました。

本定例会議にご提案いたしますのは、財政指数等の報告案件1件、決算の認定案件2件、条例改正案件2件、補正予算案件4件、教育委員の人事案件1件、以上合わせて10件であります。

追って上程の際に詳細にご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は5名です。発言を許します。

初めに、6番、高橋忠夫さん。

○6番（高橋忠夫君） おはようございます。6番、高橋忠夫です。3点ほどお伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

まず、第1点目ですけれども、バイオマス発電事業について、新しく進展した事項がありましたら教えていただきたいと思っております。なければ結構でございます。

2点目は、設置以来十数年を経過しております下関保育園のグラウンドについてであります、保育園の先生方、職員、父兄、祖父母の皆さんで年2回から3回ほど草取りをして整備をしてきて

るのが実態であります。以前、私も孫2人が7年間ほど入園しておりましたので承知をしております。先生方、職員の皆さんにおいては、夏の午後の炎天下での草取りを私は毎日のように見てきており、大変な作業で心配をしていたところでございます。また、ここ数年前からクローバー等の草が生い茂り、まさに牧草地と化しており、草刈り機での除草が余儀なくされているのが現状であります。

その刈り取った草はグラウンドの隅に積まれている状態でありまして、蛇等の隠れ家にならないとも限りません。私も現に近くで2回ほどシマヘビを見ておりますし、近所の人の話ではマムシも見てることも事実で、大変危険であります。

このようなことを踏まえて環境整備、例えば土の入れかえ、排水設備の改修等含めて、ぜひ実施していただきたいと思いますが、お伺いします。

3点目は、下関集落の日の出公園についてであります。周りには多くの若い世代が入居している村営住宅が多く存在し、子供さんの数も多くいることも承知されていると思います。私の耳に入ってくるのは子供が遊びたくとも遊具が少なく困っている、例えば滑り台が突然なくなったとか、公園そのものが雑草で蚊が多くて遊ばれないとか、いろいろであります。この世代の定着を考えたとき、当然の課題と考えます。また、日の出子ども会の会員の父母の皆さんも年2回ほど草刈りをして環境整備をしているのも事実であります。遊具の補充、環境整備を、ぜひ実施していただきたいし、一度現状を見ていただきたいと思っておりますが、お伺いいたします。以上であります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまいただきました高橋忠夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず、木質バイオマス発電事業のことについてのご質問でございます。

これまでもご説明してまいりましたように事業資金を準備する米国内の相手方と株式会社パワープラント関川が毎日情報のやりとりをしながら早期の送金実行に鋭意取り組んでおりまして、その第1回目の送金が間もなく行われるとの情報であります。具体的な動きがあり次第、議会の皆様方にご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、2点目のご質問、下関保育園のグラウンドについてであります。

グラウンドの除草につきましては、毎年父母の会の皆様にご協力をいただき、感謝をしているところであります。保育園の施設の整備などは随時現場確認をいたしまして、問題があった場合は業者に依頼して、できるだけ早く修繕するように努めているところであります。本年度は下関保育園・大島保育園合わせて20件近く修繕しておりまして、7月には大島保育園のグラウンドの陥没の補修と排水工事を完了いたしております。

除草につきましては、平成28年度からシルバー人材センターに依頼をしております。また、8月には国際ボランティア学生協会の学生と職員で保育園の畑の整備や枯れ枝などを処理しまして、一

時的にグラウンドの隅に置いておりましたが、現在は全部撤去しております。この秋に運動会を予定しておりますので、その前にはさらにグラウンドの清掃をする予定であります。

ご指摘のグラウンド整備工事、土の入れかえ、排水の整備などがありますが、下関保育園のグラウンドは平成18年度に整備工事を施工した際、10メートル間隔で暗渠排水管を敷設いたしまして、その上、小中学校のグラウンドでも使用しております真砂土、これを表土といたしまして敷いております。10年を経過しております草の根が張っておりますことや、当初の排水機能が劣化している可能性もありますが、現在のところ、使用に支障がないと思っております。当面は財政事情もあまして建物の老朽化対策を優先に進めたいと思っております。

今回の補正予算におきましても、天井の雨漏りなど緊急的な修繕工事につきまして計上させていただき、また来年度には屋根の補修工事を実施する計画であります。毎年修繕が続いております中で危険性の高いものや保育に支障を来す事態となった場合は、これを優先的に対応してまいる所存でございます。

3番目のご質問にお答えをいたします。日の出公園の環境整備についてであります。

日の出公園は公営住宅を建設した際に幼児遊園として国の補助事業で整備したものでありまして、建設以来20年以上が経過しております。本年3月の遊具点検の結果、スプリング遊具と滑り台につきましては、安全が確保されていないということで、この診断結果が出たために、この施設は3月に撤去いたしましたところあります。また、ブランコにつきましては、軽微な劣化はありましたが、使用できるという診断結果が出ましたので、塗装などの修繕をして現在は供用いたしております。

日の出公園の施設整備につきましては、下関集落からの集落要望がありますので、今後地元の意見をお聞きしながら、また財政状況を見まして遊具の補充など環境整備に努めていきたいと考えております。以上であります。

○議長（近 良平君） 6番、高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） ありがとうございます。

下関保育園のグラウンドについてでありますけども、私、ちょうど家の前でありましたので、埋め立てからずっと排水の設備から見ておりました。

それですね、私、ちょっと問題があるのは、埋め立て業者にもお聞きしたんですけど、パイプの、さびたパイプとか曲がった、汚泥とか泥状のものを埋めていたから、私は、あれっ変なの、こんなの埋めるのかねとお聞きしたら、下水工事が出た残土を、関川村当局から埋めてくれと言われてたからということで、私見てたんですけど、最初のころは排水は効いてました。現在はほとんど6本、10メートル間隔で6本敷設してあるんですけども、ほとんど出ておりません。だから本当に排水が悪くてやっぱり草も生えて、6月ごろになればすごいやっぱりクローバー等の牧草の草ですか、ああいうのが出て大変あれなんで、将来的に土の入れかえ等考えていただかないと今後ちょっと心

配なんで、その辺、また一つお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。（発言者あり）建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 高橋議員のほうからの再質問でございますけども、当初はベースの地盤もかなり排水が悪いという状況で、先ほど申しましたように埋め立てをして、もともと埋め立てられていた場所もありましたんで、これを暗渠排水を入れまして、かなり下のほうなんですけども、その上に碎石層10センチ、説明はしませんでしたけども、碎石層が10センチ、その上に表土が10センチしております。ご承知のように最初のほうはよかったですけども、かなり表土が根っこがやっぱり草の関係で出まして、それで膿んでる状態が続いていると思います。だから根っこの処理はある程度しないと排水効果は薄れると思います。

そんな状況なので、今後またその辺状況を見ながら、財政とも相談しなければなりませんけども、状況を見ながら対処していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（近 良平君） 6番。

○6番（高橋忠夫君） ありがとうございます。

それから、公園についてでありますけども、最初は村長言われたように、あの場所は真四角な公園予定地でありましたけども、一部に私有地、代替地ですか、4分の1ほどございます。それでちょうど4分1取られてかぎ形のような公園の場所になってるんですね。そこで、私有地でありますけども、そこに柳とか、もう5メートルを超えてる、そっくり雑草が生えて、雑木ですね、それでどこに公園があるのかなという感じもあります。それで、もし差し当たり住宅を建てる等の予定がない場合、もし借地ができるのであれば、あれをお借りして真四角にして、そうすれば子供のキャッチボールとかボール、サッカーボールで遊ぶとか、いろいろそういう要望もあります。

この前、ちょうど話し聞いたんですけど、子供が道路でキャッチボールしておったところ、すぐ通報されて、私もちょっと見にいったんですけど、それは子供もやっぱり袋小路になってるんで車は来ないんじゃないかということで思っていたってという話で、私もそう思いました。遊ぶところが無いんだもんという話でした。

それでブランコ等、うちの孫の話を出して申しわけないんですけども、よくあそこで夏のラジオ体操の場所、それで休みのとき行くとブランコの取り合いでけんか、けんかして泣いてる子もいるから、どうにかブランコとか滑り台とか、もうちょっと遊具をふやしてもらえば交互にあれで、じいちゃん、悪いけどそれ質問してくれないかということでしたわけですけども、ぜひその辺、特に借地をして従来の公園の姿にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご指摘、状況を見ながら対処させていただきます。

また、下関保育園のグラウンドを新しく大きくした際に私何回か下関集落にお邪魔したときに、

あの保育園の広いところで遊んでいただきたいと何回もお願いしたんでありますけども、日の出の、今の議員お話の場所は住宅の近くにあります。しかも状況は傾斜になってたり、なかなか使いにくい状況は私も存じておりますので、今ほど申し上げましたようにいろいろと状況を見ながら検討させていただきます。ご指摘、ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 6番。

○6番（高橋忠夫君） ありがとうございます。私、以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に、3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。よろしくお願いします。

私のほうから4点ほど質問させていただきますが、見ていただいておりますように全て追跡質問でございます。本来通達の必要のない質問ではあるかとは思ったんですけれども、通告しての質問にさせていただきました。

1点目ですね、温泉街の環境向上についてということでお伺いします。

2016年（平成28年）の3月定例会において伊藤議員のほうからの一般質問の中で温泉街、これ高瀬のことを示しているんですけれども、景観が非常に悪くなってきていると、行政のほうで何とかこの景観整備をというお話の中で、なかなか行政主体でできづらいという村長の答弁から、伊藤議員のほうで村長が中心となってボランティア的な地域を挙げての美化運動について、集落の方々や各協会の方と相談してはいかが、どうかということで、村長が前向きに検討し、やっていきたいという答弁をいただいておりますが、その後の経過と今後の進め方についてをお伺いいたします。これがまず1点です。

2点目、村営の畜産団地の今後の運営についてでございます。こちら2016年（平成28年）9月と12月、私のほうで一般質問させていただいております。それから2017年（平成29年）の6月、伝議員のほうから環境的な部分からの畜産団地のあり方というところで質問させていただいております。地元の皆さんの意向調査を早急に行い、その結果を踏まえての今後の検討というお話をいただいておりますが、地元の意向調査、それから今後の運営方針、それらについて今現在まとまっているところをお伺いをしたいと思います。

3番目であります。ことしの6月13日に契約期限を迎えておりますわかぶなスキー場の用地の貸借契約、その後の経過、地権者との協議の内容等お伺いしたいと思います。

4番目、先ほどの高橋議員と重複するところではあります。9月末に株式会社パワープラント関川への3,000万円の貸付期限がやってまいります。米国からの入金状況、その見込みというのは先ほど村長から答弁いただいておりますので、今現在はまだ変わっていないというふうに私は捉えております。現状のまま9月30日まで推移した場合ですね、まあ「たら」「れば」の話で申しわけないんですけれども、現状のまま推移した場合の村長のお考えを伺いたい。

以上、4点であります。お願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 小澤 仁議員からいただきました4つのご質問にお答えをいたします。

まず、温泉街の環境の向上についてであります。

観光は村の主要産業の一つに位置づけておりまして、温泉街の環境整備は観光客を迎える上でも重要であると思っております。高瀬温泉では、皆さんご承知のように廃業した倒壊の危険性が高い旅館の件がありまして、3月には代執行によりまして除去したところであります。温泉街の環境整備につきましては、村行政の取り組みだけでは不十分でありまして、ご指摘のように地域の皆様みずから、あるいは協力によるところも重要であります。これにつきましては、関川村観光協会が去る3月に開催いたしました観光交流会の際にも私から温泉街等の環境美化につきまして関係する皆さんに協力をお願いしたところであります。まず、できることから進めたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきます。

2番目のご質問であります。松平にあります村営畜産団地の今後の運営についてお答えをいたします。

松平畜産団地は村の農業、とりわけ畜産の発展を大きな目的として整備した施設であります。それを基本的に進めていくのは当然村の姿勢であると考えております。畜産、松平の畜産団地におきます問題といたしましては、臭気や汚水の排水などがあります。このため臭気モニターを集落の皆様方をお願いいたしまして日々気温や風向き、においの程度などの有無につきまして記録をさせていただいており、毎年2月に開催しております三者懇談会の折に、その結果を集落の皆様方に説明・報告いたしてきておるところであります。

また、毎月集落と畜主、行政による団地巡回を実施いたしまして、不備な点がないかどうかなどを3者で確認いたしまして信頼関係の構築に努めているところであります。

臭気対策につきましては、先進事例といたしまして埼玉県にあります1万頭の肥育豚を飼育しております養豚農家を松平集落関係者と村議会の皆様方が、そして村からは副村長と担当者も同行いたしまして視察をまいりました。この状況の詳細につきましては、同行した農林観光課長から説明を今させます。また、一方で臭気対策の実証試験を団地内で実施しておりますが、これの詳細は担当参事から説明をさせます。

団地の今後についてであります。現在の臭気や排水などの環境問題を改善することが重要であると考えております。環境対策をしっかりと行いまして集落・畜主・行政、この3つの信頼関係を今まで以上に高まるように努めていくことが重要であると考えております。

3点目のご質問にお答えをいたします。わかぶな高原スキー場の用地契約の経過についてであります。

前回のスキー場用地の契約、5年間の期限が本年の6月13日で満了いたしました。契約更改については、一昨年の秋から協議を進めておりますが、残念ながら現在でも全員の合意には至っておりません、シーズンの準備を前に大変苦慮しているところであります。

スキー場の用地は約80ヘクタールを超える31人の共有地と個人の所有地であります。ご承知のように地権者が2つのグループに分かれておりまして、全員の合意を取りつけるのに難航しております。しかし、わかぶな高原スキー場センターの存在する個人所有地につきましては、6月14日付で継続契約が完了しておりまして、また片方のグループとは合意に至っており、契約調印することができております。もう一方の皆さんにつきましては、行政として難題とも言える厳しい条件が示され困っているところであります。現在も精力的に交渉中ではありますが、これにつきましては、一部の議員の皆様にもアドバイスいただくなどの協力をいただいております。感謝をいたしております。

契約ができてない側の交渉の前提条件に集落を昔のように一つにすることを村の責任でまとめるようにという難題もありますが、ご承知のように集落問題は13年目を迎えておりまして、過去にお互いが裁判で争った経緯もあります。村といたしましては、沼集落の将来を考えた場合に集落が一体となりまして問題が払拭される状況になってほしいとひたすら考えておりまして、両者の意見調整に努めてまいりました。両者の話し合いの場を本年はこれまでに集落側とは6回、思う側とは5回、そして両者の代表同士での話し合いの前段となる話し合いを1回設けましたが、両者の隔たりは大きく、今日に至っているところであります。

村といたしましては、スキー場用地契約にこの集落問題が大きな支障となっておりますことから、仲介者として協議の場への参加を強く要請し、できない場合には集落にこの問題をお返ししたいと考えてもおるところであります。ご理解をいただきますようお願いをいたします。

なお、本日の夜に花見の里で思う会側と集落問題の詰めの話し合いを予定しております。副村長と関係課長などが出席いたします。その状況をもとに契約に同意してない、同意いただけない側との交渉を早急に行いたいと思います。交渉の過程で補正予算が必要になりましたら、早々にも議会本会議の開会を議長にお願いいたしたいと思っております。ご理解をくださいますようお願いをいたします。

4番目のご質問にお答えをいたします。株式会社パワープラント関川への貸付金についてであります。

木質バイオマス発電事業の主体であります株式会社パワープラント関川への村の貸付金のことについてご質問いただきました。先ほど高橋議員にお答えいたしましたようにアメリカの相手側と株式会社パワープラント関川が日々連絡をとり合っております、直近の情報では村からの貸付金は返済期限である本年9月中の返済が可能と見込まれると承っております。本日この場で開示するこ

とはできませんが、それが確実に実施されると判断できるだけの書類が届いているようであります。

ご質問にあります現状のまま推移した場合とは資金調達がされずに9月末を迎えた場合を指すものと思っておりますが、今ほど申し上げましたとおり返済可能と見込まれていること、また現在対応しております住民訴訟の内容にも関連する事柄でありますことから、その場合どうするかというご質問に関しましては、答弁を控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。以上であります。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 私のほうから、松平畜産団地の関係で臭気対策の視察に参ってまいりましたので、その概況についてご説明させていただきたいと思っております。

視察に行ったのは2月の12日日曜日でございます。参加いただいた方は全員で12名でございます。松平集落からは6名、平田議員さん、それから小澤議員さんにもご出席をいただいております。大変ありがとうございました。村からでありますけれども、副村長以下私を含めまして4名ということで12名でございます。

視察場所でございますけれども、埼玉県内にあります一面圃場となっている真ん中に位置しております。その養豚場の周囲四方をぐるぐるって道路が囲んでございまして、約その敷地、四方を囲まれた中が約4ヘクタールほどの大きな敷地の中に、約1万頭の肥育豚を飼っているという養豚会社を視察してまいりました。

そこに行った理由でございますけれども、飼料、餌、豚に与える餌でございますけれども、そこに混ぜて与えれば免疫力の強化やふん尿のにおいも減るといようなことで、悪臭も減るといようなことをお聞きしております。また、生ふんに混ぜれば発酵促進にもつながるといものを添加物、そういう添加物を使って消臭に取り組んでいるということで伺っておりますので、その効果確認のために行ってまいりました。

四方を道路でぐるぐるって囲まれておりまして、その道路に接しまして堆肥舎とか開放型の畜舎が建ってございました。新しく建てた密閉型の畜舎もあるようでございましたけれども、密閉でございますので飼ってるかどうかはちょっと確認はできませんでした。開放型の畜舎でありますけれども、開放型でございますので、窓はあったんでありますけれども全部開放されて豚が見えるような状態で飼育されておりました。

また、生ふんでございますけれども、最終的にはコンポスト、そこに入れて乾燥堆肥にするわけなんですけれども、そのコンポストに入れる前の堆肥も一辺が開放された建物の中に入っております。ちょっと風も強かった日なんですけれども、隣接して、道路に隣接してる畜舎があるんですけれども、そのぐるぐるって歩いて一周してきたわけなんですけれども、本当ににおいが少ないなと感じた状況でございます。添加されたものが効果があるのかなと、こんなふうに見て

まいりました。以上でございます。

○議長（近 良平君） 農林観光課参事。

○農林観光課参事（板越昌生君） 板越です。私のほうから臭気対策の立証試験について、実験の結果を報告させていただきます。

昨年11月から堆肥の臭気対策の実証試験のための準備を進めてまいりました。使用機材の購入、臭気計の購入、そういうような準備でございます。ことし3月に粉末の堆肥発酵促進剤を豚ふん堆肥に加え、豚ふん堆肥に加えまして散布しまして臭気の発生について検証しました。臭気の測定は松平集落の役員さん立ち会いのもとに測定器を使って行いました。アンモニア及び硫化水素の数値について調べたわけでございます。この2点が特ににおいのもとであるということでございます。結果は薬剤散布後にはアンモニアがおおむね40%程度数値的には減少してるということでございました。硫化水素につきましては、ちょっと機材の関係で測定範囲外ですのでちょっと検証できなかったという状況です。7月には液状の堆肥発酵促進剤を使用して実験を行っております。液剤の試験は現在も検証中でありまして、結果はもう少し先になりますけれども、いずれにせよ粉末、液剤、いろいろ種類はあるんですけれども、これらの発酵促進剤を比較検証しまして効果が期待される薬剤、これらを今後とも継続して堆肥散布して撒いていただくよう畜主さんと協議してそういう方法を依頼していく予定でございます。以上です。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

じゃ、1個ずつ再質問のほうお願いしたいと思います。

まず、1番目温泉街の環境向上について、代執行で一つの倒壊した建物を除去されたというのは議会の報告にもございましたし、議会のほうでも承知しております。観光協会のほうともことしの3月での協議というお話を村長からいただきました。やっぱり観光というのは村の一つの大きな産業だというふうに考えますし、あの場所がどんどんどんどん環境的に悪くなってきて、観光として回ってくるお客様の目にも映りが悪いと同時に村内に住んでる人たちの印象も悪くなっているという実績、実態がある中で、28年3月の定例会での伊藤議員の一般質問の中で、やっぱりそういったボランティア活動によって環境を美化すると同時に住民参加型の一つの動きといいますか、そういったものも期待ができることですし、ぜひお願いしたいという話になってたわけなんですけれども、私が今ほどの村長の答弁を聞いたところ、ことしの3月に観光協会の会合の中でそういった働きかけをされたというところでの答弁だというふうに伺っておりますが、もうちょっと積極的に、例えば計画を立ててメンバーを募ってこういったものを美化運動を展開していくという構想は村長の中にはおありですか、それとも今までそういったところで計画を練られたとか活動されたというところはありましたら、お願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 課長に説明をさせますが、住民参加のことにつきましては、小澤議員もご承知のように各集落ごとに実施お願いしておりますクリーン作戦あります。ああいうものにも、私はあの地域の皆さん方に期待いたしてるところであります。

その中のご意見は、住民参加で集落のボランティアみたいなものでありますけども、そういう場合にどうしても個人の場所へ、目にはつくけども入れない場所がある、そういうことを報告をいただいたことがあります。小澤議員もご指摘のように街の通りの中に直接目に触れるところでありまして、そういうものについてはなかなか住民も手が出せない。また、行政としてもどうやってそれをアプローチしていくかというところに苦慮している、そういう部分もありますので、ご理解をいただきたいと思います。特にご指摘のように温泉地でありますので、この間の「大したもん蛇」のときにも大勢の皆さん方の目に触れたことであろうと私は考えております。

また補足、担当課長にも、担当の者にも説明をさせます。以上です。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 高瀬には高瀬振興会というのがございまして、現在高瀬地内にある公園の管理、清掃等を協力していただいております。その辺の皆様方等含めまして、また検討してまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

続きまして、畜産団地の件でございます。今ほど伊藤課長のほうからご説明いただきましたように埼玉の視察、私も同行させていただきました。においを抑える技術というのがやっぱりどんどん進んでるんだなというのを感じてきました。課長、それから班長のご説明あったようにいろいろと試行をしていただいている実証していただいているところだと思われま。

そこで、ことしの3月、議会のほうでも視察した問題点が幾つかありました。まず私有地ではあるんですけども雪で倒壊した堆肥舎の問題が1点。それから、事業を昨年28年の末でやめられた畜産家の、元畜舎の中に詰め込んだ堆肥の問題、これが3月の委員会の中でも話し合われたことで、事業主のほうと話をして早急にという回答をいただいていたんですが、その後の経過をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 今ほどご質問いただきました私有地、要は堆肥の処理が未処理の状態になってるという件でございますけども、今現在私有地に建っている堆肥舎につきましては、抜け落ちた真下の部分の処理のみ行っているという状況でございます。屋根のかかっている部分については、まだ堆肥が残っております。団地内の畜舎内にも牛ふんが入ってるという状況に依然変わ

りないわけでありますけども、何回か持ち主といいましようか、事業主のほうに撤去してくれというようなことは打診する、また担当課からも協力要請はしている状況でございます。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 状況的にはことし3月から変わってないということによろしいですか。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 私が3月議会に、たしか前に見てきたときよりは、これからやり始めるという状況でございます、屋根が抜け落ちた材、屋根の部材ですか、それとふんにつきましてもそのままの状態でありましたけども、抜け落ちた本当に真下の部分だけはきれいになったと、こういう状況でございます。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 村長の挨拶の中で今期でというお話をいただいたのを、本当に真摯に受けさせていただきました。やっぱり問題となってる部分は、やっぱり村長現職中に何とか進めていきたいという思いが強いです。なかなか個人のもので手を出しにくいところとか法的なものっていろいろ絡みはあると思うんですけども、団地に関しては、やっぱり村営でやってるのは地元、それから周辺の集落民の方の認識であり、そういったところでの問題が解決されないというのは、住民にしてみたら村当局としてどうなってるんだろうというのがやはり声、聞かれますんで、難しいところかとは思いますが、解決に向けた動きというのをお願いしたいと思います。

3点目のわかぶなスキー場の契約に関しては、詳しくご説明いただきました。まだまだ本当に大変な交渉が残っていると思いますが、方向性としては若ぶな高原は存続していく方向になっておりますので、ご苦勞ではあります、一生懸命な活動を期待をしたいと思います。

最後、バイオマスの件でなんですけれども、裁判、住民訴訟がかかっているところでなかなかご答弁いただけないところもあるかと思えます。

ただ、入金の見込みというのが本当に去年の暮れもそうでしたし、その後、おととしの暮れからですかね、ずっとそういった情報がある情報があるという話を我々議会も受けて、現状変わってないわけでございますんで、我々としては本当に入ってくるのかという心配は尽きてないところでございますが、こちらの答弁は答えできないところもあるでしょうし、この情報に期待されてるというところで終わろうかと思えますんで、伺うことは行わないことにしたいと思います。

大変長い期間、16年、4期16年本当にお疲れさまでございました。ただ、12月までは村の首長であられるわけですので、お体に留意しながらお務めいただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（近 良平君） 休憩します。11時10分まで。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木万寿夫さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 5番、鈴木万寿夫です。よろしくお願いします。

木質バイオマス発電事業は取り組みから5年になるが、資金の確保ができず、事業の進展は見られない。当初は事は急を要するとのことで専決処分までしてドイツへ機械の確認に、村長みずからも視察に同行していたころの意気込みもなぜか薄れたようで、議員の一般質問に対する村長の答弁は他人事のような答弁に終始しています。

3月21日の本会議で本事業計画続行可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案が可決されたことを村長は厳粛に受けとめているとのことから、いずれ意思表示がなされると思うが、事業の実現が不可能と思える現状と改正FIT法の趣旨も踏まえて、次の点について質問します。

1点目、米国エンジンメーカーが資金を準備し、送金することで平成27年11月18日に株式会社パワープラント関川と合意して覚書を交わしたということだが、送金期日はいつまでになっているのか。

2点目、東北電力㈱との接続契約に向けて折衝を続けていくとのことだが、現状と見通しはどうか。

3点目、経済産業省へ事業計画認定申請をしても、まだ実験段階で実用化試験も終わっていない米国HSS社製エンジンの採用は不適切案件として不認可となるおそれはないのか。

以上、3点をお聞きします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 木質バイオマス発電事業につきまして、今ほど鈴木万寿夫議員からご質問いただきました。順次お答えをいたしますが、村の将来にとりまして、この事業は有効であるという私の考えには変わりはありません。また、私の意気込みもご指摘のように失ってはおりませんし、また他人事であるというような気持ちにもなっておりませんので、その点まずもってご理解をいただきたいとお願いを申し上げます。

まず、第1点目でありますけども、平成27年11月18日に永井社長が渡米した際に相手方ファイナンス側と株式会社パワープラント関川との間で事業資金の準備に関する覚書を交わしております。このときには事業費全体の上限を5,000万ドル、50億円であります。5,000万ドルといたしまして、その1割であります500万ドルは12月中に前渡金として支払うという内容でありました。

その後、現在に至るまで送金は実行されておきませんが、送金がおくれた理由といたしましては、相手側が資金を準備するに当たりまして、この事業を含む大きなプロジェクトを単位とする巨額の

資金を準備しなければならなかったこと、あるいはそのため政府機関によります詳細なチェック作業が必要とされたことなどでありまして、日本側の関係者がどうにかできるというものではない事柄であったと思っております。そして、これらにつきましては、その時々に入手いたしました情報に基づきまして皆さんへ誠心誠意ご説明してきたところであります。

今現在の状況といたしましては、先ほどの議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、9月の返済期限までに村からの貸付金を返済できる、この額に見合った資金が届くと見込まれておりまして、それを裏づける書類が会社に届いているようであります。

次に、2点目のご質問であります。東北電力㈱との接続契約についてであります。

今現在は昨年末から実施されております電源接続案件募集プロセスの期間中でありまして、その結果が公表されていない状況でありますので、私どもが勝手な考えを申し上げることはできませんが、現在まで折衝を続けております過程の中ではもちろん樂觀視はしておりませんが、引き続き可能性は十分にあると考えております。

次に、3点目でございます。経済産業省の認定に関するご質問でございます。

平成29年4月の制度改正によりまして旧制度、古い制度であります。旧制度での設備を認定する制度から事業を認定する制度等へ変更されました。これはつまり事業の資金計画はどうなっているか、東北電力㈱との接続の契約は済んだのかなどでありまして、設備の内容ではありませんで、実際に事業を展開することができることを認定する制度に変更されたものでありまして、使用する設備のよしあしを認定する基準そのものが変更したものではないと認識をいたしております。

旧制度、古い制度におきましては、設計者でありますH S S E社、ハイパーバリックスチームスターリングエンジン会社であります。このラリー・クナウアー社長みずからが経産省当局へ出向いておりまして、ここで説明を行うなどいたしました結果、その設備について認定を受けております。これを変更するものではないことから、エンジンを理由に認可されないということには当てはまらぬと考えております。以上であります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） ありがとうございます。

この1点目の資金がおくれているというのがアメリカの事情でということなんですが、これ一応覚書を交わしたということで11月中、これはもう契約違反には該当しないような問題でしょうか。

それと、あと東北電力㈱の接続契約についてであります。プロセスには参加しなかったということで、可能性は大ということですけど、特別粋みたいなのがあるとはちょっと考えられないんですけど、その点はいかがででしょうか。

あと、3点目の設備認定についてなんですが……（「鈴木さん、一問一答で」の声あり）はい。じゃ。1点目については……。

○議長（近 良平君） 野本参事。

○総務課参事（野本 誠君） 契約違反にならないのかということでもありますけども、覚書に期日が入ってますので、それを違反したことになりますけど、その都度、その後どうするのかという協議をさせていただいております、その後、その都度社長が渡米するなりして契約書を何度か更新という形で進んでおります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 2点目の東北電力㈱との関係なんですけど、接続契約の入札には参加しなかったということで、ということはもう発電してもつなげないということになると売電もできないということになるんですけど、その可能性はまだ否定できないということなんですけど、その辺特別枠みたいなものが存在するのでしょうか。

○議長（近 良平君） 野本参事。

○総務課参事（野本 誠君） 特別枠という言葉は聞いたこともございませんけれども、東北電力㈱との交渉というよりも、こちらのほうは国内で何度も東北電力㈱側もPPS、あるいは村の立場に立って対応させていただいております。その中で今回は残念ながら資金の関係で入札そのものには参加できませんでしたけれども、東北電力㈱の空きというものはまだ今後も見込めるということでありまして、それから今回募集プロセスの期間中なんですけども、それがまだ公表されてない中で、公表されておきませんので、何ともはっきりと大丈夫だということは申し上げられませんが、先ほど村長が答弁したとおりの大きな見込みは十分見込めるので今後も事業を続けていきたいということでもあります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 3点目の経済産業省への事業計画認定申請なんですけど、これは旧制度では設備認定だったんですけど、新しい事業計画認定申請に関しての記載内容は機材、使う機材については同じような内容で、さらにそれが事業性が本当にあるのかどうかというのをもとに認定するというようになっておきまして、新たに再提出しなきゃならないということになると思うんですけど、先ほど村長さんの話だと設備認定を受けてるんだから、もうその点は問題ないということでしたけど、不適切案件として不認可というのも考えられると思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（近 良平君） 野本参事。

○総務課参事（野本 誠君） この点につきましては、先ほど村長が答弁したとおりの大丈夫だろうというふうに考えております。国の制度が変わった背景には太陽光中心なんですけれども、最初に申請だけ取って、実はあとは例えばパネルを安くなる時間を待つとかあるいは土地そのものもまだ確保してないんですけども、これからするだとか、そういうもうけありきの事業者が存在したために非常に事業そのものがおかしくなったという背景があるんだと思います。

バイオマスにつきましては、国のほうも期間が長くかかるということは制度上も承知した設計になっておりますし、今回の制度が変わったことによって、こちらのほうの認可に支障があるということにはならないんでないかなと思っております。

○議長（近 良平君） 万寿夫さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 何か回答が思っておりますというような内容で何かすっきりしないんですけど、全体的な算定を含めて三条市のバイオマス発電はもう既に発電を始めると新聞報道の一報、村の事業は一向に進展しておりません。村長の平成29年度施政方針説明では事業主体である株式会社パワープラント関川において資金を除く条件整備は全て終わるとのことですが、肝心の資金の確保もできず、関連法令の変更に伴う対応もいま一つはつきりしません。こうした現状から事業の実現は、現在のところいつできるのか、不可能ではないかと思わざるを得ないような状況であります。資金が来たら2年で稼働すると村長が以前答弁しておりましたが、それも通用しない現実と、村政に対する村民の不信感を払拭することへの、いつどのようにする考えなのかを、村長に伺いたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） この事業の進展状況、また目的などにつきましては、たびたび村長が皆様方にも説明いたしているとおりであります。また、今の条件整備ということでもありますけども、この条件整備は受け入れたこちら側の条件整備ということで私も申し上げてきております。したがって、今大詰めにかけているところでありまして、現在の時点ではこれを進めていく、このことに営々努力していかなければならない、このように自分にも、自身にも考えているところでありますので、ご理解をいただきたいとお願いをいたします。また、この事業がまた今お話しましたように入金されれば、かなりの部分で急速に展開できる、こういうようなことを考えてるところであります。以上です。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 現在まだ基本計画できてない状況ですんで、仮に資金が1割程度入ってきたとしても、それから検討調査を始めて稼働までに至るとはちょっと考えられないんですけど、本事業の達成、事業目的は大変いい内容ですんで、本当にこれを目指すのであれば、結果的には回り道になりますが、一旦原点に立ち返り、現行のやり方を全て白紙に戻して、国内の信頼のおけるコンサルタント、プラントメーカー、運営経験のある事業者、そして村の新エネルギー対策担当職員等も含めて村の現状に合ったバイオマス発電事業の実現可能性を再検討すべきではないかと考えますが、村長の考えはどうでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今の計画実行を現在の時点でこれを取りやめる、そういう考えは現在私は持

っておりません。今私どもが今準備いたしているのは土地、それからお願いしております材料であります。そのような準備を進めてる段階でありますので、今、基本計画というようなご質問もありましたけども、基本計画は持ってくる機械とか、あるいは設備の内容、そういうものを全部把握しないと基本計画なども立てられない、そういう現状であります。しかしながら、地元としての準備は進めてる、準備はできているところでありますので、これを進めていきたいと、このように今考えているところでありますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） この事業をやるには、まず基本計画も見せないというところが非常に不思議に感じるんですが、今これからやろうというときに株式会社パワープラント関川、今まで2名の従業員に頼っていたのが最近1名退職されたような状況を聞いてます。本当にやるのであればもう少し、これからいろんな問題があるのを、それをクリアしていかなきゃ実現できない問題であるこの時期に1名では、とてもできないのではないかと、そういう懸念がありますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまご指摘の1名のことにつきましては、私も存じ上げております。しかしながら、その中身については、どのような理由でその方がやめられたか、その辺のところは私も十分には承っておりません。

しかしながら、今、永井社長がこの事業につきまして、先ほども私がこのことについてご答弁申し上げましたように、現在アメリカと営々連日努力いたしているところでありますので、その株式会社パワープラント関川のそういう意欲、そういうことにつきましては、現在も変わらない、そう思っておりますので、ご理解ください。お願いします。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） あと、住民説明会なんですが、資金が入って工事が始まったら実施することでありましたが、環境問題一つにしても近隣住民へ騒音、粉塵、排熱等の影響等を事前に説明するのが本来のやり方ではないかと思いますが、その時期等はいつごろに考えておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） それは資金が入ってきまして、その設備の内容、そういうものを把握いたしまして、先ほど議員がご指摘のように基本計画などできましたら説明しなければならない、こう考えております。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） じゃ、最後に1点、これはいつまでに完成させようという、その期日はお

考えでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） いつまでということはアメリカの企業が来て建設計画を立てて、それからでないといつまでに完成とかそういうものはまだわからない、そういう段階であります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） いつまでかわからないということは、概略、何年後だとか何十年後だとか、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） この話は、当初持ち上がったころは1年半ぐらいで操業できるというような話も承ったことがあります。したがいまして、今議員がご指摘のように何十年後とかそういう単位の長い将来ではないと私は思っております。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） じゃ、ありがとうございました。じゃ、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（近 良平君） 次に、4番、加藤和泰さん。

○4番（加藤和泰君） 4番、加藤です。よろしくお願いします。

3点質問いたします。

初めに、道の駅関川の施設整備と村民の買い物対策について。

各地で野菜の直売所が消費者から人気を集めています。道の駅関川のあいさい市は現在の出荷者登録数が120名、開設当初は60名から倍増しているそうです。現地を視察しましたが、売り場が手狭に感じられました。季節にもよるそうですが、出荷者からは置き場がないと言われ、お客様からは販売スペースが狭いと言われるそうです。現状、村民の消費は余り多くないというお話でした。

関川村では昨年5月に生鮮食品を扱うスーパーが閉店し、日々の買い物に不便を感じている村民は多いようです。そこで提案ですが、現在関川村で一番人の出入りが多い道の駅関川に関川村民、村外の方両方に利用いただけるような商業施設を整備してはどうでしょうか。人の流れのないところに商売を成り立たせるのは容易ではありません。そこで「ゆ〜む」を含めた道の駅関川は集客力がありますので、村内消費・村外消費の双方合わせれば商売として成り立つと考えますが、村長の考えを伺います。

次の新規起業支援について。

現在関川村の商工業者数は291、うち小規模事業所数は272、関川村商工会の会員数は182名です。10年前の平成19年には233会員でした。現在、関川村商工会では組織率（小規模事業所数に占める普通会員数の割合）の低下に伴う商工会職員の減員に備え、事業改善効率化計画を検討しています。

組織率低下により職員が減員となれば商工会自体の機能低下が心配されます。

このような現状を踏まえ、新規起業を促すような取り組みを検討できませんでしょうか。現在の世の中はどこにビジネスチャンスがあるかわからないですし、いろいろな発想を持ち、起業したいと考えている人はいると思います。もちろん一定の基準をクリアした上でですが、税制面での優遇措置や創業資金の調達、希望すれば事務所スペースの無償開放など、「起業するなら関川村で」という流れ、仕組みを検討してみてもはどうでしょうか。

次に、子育て支援策について。

人口減少が進む中、少子化対策としての子育て支援策はとても重要な課題と考えます。現在、関川村の学童保育所の登録児童数は51名、利用料金は月額上限8,000円です。調べましたところ、近隣市と比較して上限額が高いようでした。もちろん単に学童保育所の利用料金を下げることで子育て支援の特効薬とは考えておりませんが、関川小学校の児童数は237名、うち学童保育の利用対象児童である1年生から4年生の児童数が150名、利用状況は平日で1日平均25名程度とのお話しでした。利用対象児童の3人に1人は学童保育所に登録しているというような計算になるかと思いますが、学童保育所の利用率は決して低くはないと思いますし、今後さらに需要がふえることも考えられます。このようなサービスを充実することにより子育て世代の働きやすい環境づくりができ、家計所得もふえ、地域経済の活性化にもつながるのではないのでしょうか。また、人口維持のために子育て支援のさらなる充実は欠かせない課題と考えます。

これらのことを踏まえまして学童保育所の利用料金については、近隣市の料金等を参考に、一度検討いただくことを要望いたします。

学童保育所の職員体制（人材確保）についての不安はないでしょうか。また、今後の関川村独自の子育て支援策について村長の考えを伺います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、道の駅施設の整備と買い物対策についてであります。

あいさい市は平成13年11月にオープンいたしまして以来16年目になります。昨年度は出荷登録者の数は120人、売り上げは2,350万円となりましたが、ご指摘のようなご意見があることも承知いたしております。

道の駅周辺につきましては、状況の変化に応じましてこれまでも何回か大規模な改修をしてまいりました。また、村内の小規模なスーパーが閉店いたしましたことによりまして日々の買い物に不便を感じる村民の皆さんも大勢あると認識いたしております。議員のご意見にもありますように時代の変化に応じた見直しが必要であるのは当然のことです。

なお、あいさい市やちぐら館は県や国の補助事業によって建設した施設でありまして、耐用年数

も残っておりますなど幾つかの制約がございます。目的に沿った利用をしながら見直しをしていかなければならないと考えております。

次に、新規起業支援についてであります。お答えをいたします。

平成28年度の関川村商工会の事業報告によりますと、平成28年度は高齢化や売り上げ減少などによりまして、十の事業者が廃業して村内事業者数が300を割り込んだとされております。村内で10の事業者が減少したことは村の経済に大きな影響があるものと思っております。

現在、起業関係につきましては、村商工会が相談窓口になっておりまして、新潟県や新潟県の出資により設立されました新潟産業創業機構、これによりまして起業支援の紹介などもあると承っております。村が行っております支援関係ではキラリ事業がありまして、これを活用してこれまでにはどぶろく製造、あるいは調味料の開発事業などに利用していただきまして販売に至っている例もございます。この事業を起業のきっかけづくりとして利用していただければと考えております。

また、村では起業、「業を起こす」であります。起業している事業者への融資制度や信用保証料に対する補給助成は行っておりますが、これから起業する方への資金面での支援や税制面での優遇措置は行ってはおりません。今後は起業者の空き施設の利用促進とあわせましてさらに商工会と連携いたしまして起業者、「業を起こす」であります。起業者の課題やニーズに合ったどのような支援がよいのか検討していく必要があると考えております。

次に、子育てについてにお答えをいたします。

まず、子育て支援の支援策についてであります。関川村では放課後児童対策事業といたしまして学童保育所を設置しております。本年は25名程度の利用児童数と見込みでしたが、4月現在の利用登録者数は、その倍の51名と大変大幅な増加となっております。利用児童はおおむね40名以下に対して職員2名以上という基準を満たしておりますが、個別対応や育児相談を必要とする児童が数名おりまして、その児童に配慮する必要があるため、2名態勢での対応が困難であります。そのため職員確保に苦慮しながらも、ようやく5月から3名態勢でこれに対応しております。そのうちの1名は放課後児童支援員、その資格のある方です。国はこの支援員の確保を平成32年度からは必ず義務づけることといたしてございまして、それまでに多くの人にこの資格を取っていただきたい、こういう体制づくりも進めてまいります。

次に、利用料金についてであります。近隣市町村の実態ではそれぞれ状況が関川村とは違いますので、単純に比較できませんが、大体同じような状況であります。近隣の自治体の状況につきましては、必要であれば住民福祉課長に説明をさせます。

また、この事業は関川村の単独事業で行っておりますが、今後利用人数の増加も考えまして、大きな課題である人員体制を整備いたしまして国・県の補助対象となるように検討していかなければならないと考えております。その際には、利用料金につきましても検討したいと思っております。

次に、今後の村独自の子育て支援策についてのご質問であります。

村では国・県の補助金がない他の市町村に先駆けた単独事業も実施しております。例えば、距離数に応じて補助している通園費の補助や延長保育料金の無料化などがあります。また、小学校と中学校では給食費の保護者助成、これも行っております。経済的な部分の支援策は住民にも周知されていてわかりやすいのでありますが、表面的な部分だけでなく内面的な部分にも支援策の手を差し伸べることも大切であると考えております。

具体的には、本年度設置いたしました関川村子ども・若者支援協議会があります。この協議会は専門的な知識のある人たちがお互いに情報を共有いたしまして課題の解決に向けて話し合うというものであります。子ども、若者、そしてその家族を含めた支援をしていきたいという思いから設置したものでありまして、今後充実した活動ができるものと期待をいたしているところであります。

以上であります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、近隣市町村の状況につきまして説明させていただきます。

聖籠町では150人くらいの規模でございますが、その利用で月額8,000円、これおやつ代込みでございます。ただし、30分延長で400円増額、7時までだと8,800円の料金です。今後1万円値上げをしていく方向で進めていくとの話を聞いております。そのほか村上市は5,000円ですが、別に保護者会費を2,500円ほど徴収しております。その部分は行政はタッチしていませんということですが、おやつ代とかに使っているということで、総額7,500円くらいになっているという話でございます。また、胎内市では4,000円と安いのですが、おやつは全く出していませんということです。ですが、今後この料金については値上げを検討したいとのことでございました。以上でございます。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） わかりやすいご答弁で、ありがとうございました。

道の駅の整備とそれから村民の買い物対策の部分なんですけども、日々の買い物に不便を感じますと買い物に困っている方ばかりでなくて若い世帯の方も住宅を新築するとか、そういった機会に村外に流出することも考えられます。また、コンビニエンス業界も関川村を含めた近隣エリアで一番注目してるのは道の駅の関川なんだそうです。とても集客力もありということで、他の道の駅で地元の野菜を扱う直売所とコンビニが隣接しまして、そして相乗効果を上げてるような事例もあるようです。以前に一般質問の中で道の駅の周辺の整備ということでお聞きしたときに、産業会館のようなものを建設しまして、そこに村内の団体を集約してというお話もありましたけども、その辺の中に、もしそういった施設も整備することはできないのでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 道の駅のことにつきましては、今ほどお話を申し上げたとおりでありまして、

あの場所に進出したいというような企業もありました。しかし、あの道の駅が開かれないきさつなどもあの当時ございまして、なかなか実現できない、そういうことがあります。

また、今議員ご指摘のように小学校の子供さんがアイデアとして、あの辺に大きな店をつくってはどうかというような、いわゆる夢プランのようなものも承っております。

また、かつて私は主に下関の集落内の商店の皆さん方でありまして、あそこへ出てくる考えはないかというようなことを進めたことがありますけれども、なかなか実現ができません。それで現在「ゆ〜む」の隣に砂利になってる広場ありますが、あの辺のところも将来的には店が展開できるかなと考えております。

また、当初は「ゆ〜む」の狙いは、あれを玄関口にして下関集落内の商店にお客を導いていく、そういう出口の玄関口の考え方でありましたけれども、近年は玄関口を通して集落の中へ入ってもそんなにたくさん商店がないではないかとお客のご意見もあるわけでありまして、逆に商店の力ではあの広場へ出ていく、あそこへ打って出るという、そういう一つのことを進めていかなければならないかなと考えております。

また、商店が今減ってる状況はお話し申し上げました。先般、JAの方が村の村長以下二、三の幹部と懇談した席上で私は今ここの国道のところにJAの支所ありますけれども、あの購買をもっと大きくする考えはないかというようなお話もしましたけれども、今特別あそこへ生の商品を扱ったり、そういうような考え、向こう様もいろいろなそういうことでは制約があるのかもしれないけれども、そういうことを私も申し上げてまいりまして、あの辺のJAの購買も広く村民に活用できるような商品そろえをすればなど、中身のことは私も知りませんので、申し上げたことがございます。以上であります。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 今ほど加藤議員からコンビニの話も出ましたので、過去にそういう話があったことをお話しておきたいと思えます。

以前、コンビニ、何社かから道の駅にコンビニを置きたいという話がありました。経営は地元の皆さんにやってもらいたいと、つくった施設は関川村に寄贈したいという話がありました。村としては検討の余地はあるかなということで議会にお話しましたところ、議会から一蹴されまして、そんなんだめだということで断った経緯があります。

それから、もう一つは商工業者からあそこのところへ大きな建物を村で建てて欲しいということで要望があって、それも検討に始めたときがありましたが、実際にやっぱり金の負担、結局は全部つくって維持管理費を村で出せばいいじゃないかという話もあったんですが、やっぱりそれなりに事業展開する人たちの負担を求めることがあることは、それは当然であります、そういうふうな話をしてみましたら手を上げたのは最終的には村内商店1社だけでありました。よって、これはで

きないということで断念した経緯もありますので、参考までに。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。道の駅の施設関係については、先ほどご答弁いただきましたように耐用年数等の問題もあるという話でした。また、私もいろいろ調査研究しましてご提案させていただきたいと思います。

子育て支援の部分でお聞きしたいんですけども、兄弟がいる場合、2人で登録してるようなケースもありますでしょうか。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） あると思いますが、今その資料は持っておりませんので、ちょっと今申し上げられません。済みません。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） わかりました。例えば兄弟2人というのはいるんじゃないかなと思うんですけども、そういうときに例えば2人目についての割引であったりとか、その辺はぜひ検討いただきたいと思いますし、近隣市の状況も私も調べてみたんですけども、関川村が物すごく高いということでもないみたいなんですけども、どうしてもこれからまた共働きの世帯の人、こういった事例がふえるかと思しますので、実際若い方の中からもそういったお話もあって、検討いただける範囲でちょっと再度利用料金について検討いただければなというふうに考えますので、お願いしたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 休憩します。13時まで。

午前 11時59分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。

まずは、先日の秋季消防訓練における消火活動訓練、大変お疲れさまでございました。関川村の人命・財産を守るための訓練、村民は心強く感じ、感動しておりました。今後とも関川村消防団の活動、訓練にご尽力をよろしくお祈りを申し上げます。

私の質問であります。昨年、大石川の農業用施設の機能診断の結果が出ましたが、その後、黒岩頭首工からの一連で水路をつなぐ計画が進んでいると聞いておりますが、進行状況、また詳細が

わかりましたらお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 高橋正之議員の大石川流域の農業用施設についてのご質問にお答えをいたします。

大石川の流域におきましては、羽越水害によりまして災害復旧事業で建設した上川口・安角・黒岩のこの3つの頭首工があります。既に50年近くが経過しておりまして老朽化が進行しております。そのため昨年度、機能診断を業者に委託して実施をいたしました。調査の結果では、3つの頭首工とも緊急に改修が必要であるということでありました。この結果を本年6月と7月、上川口・安角の2つの水利組合の皆さんに診断内容、そして今後の計画について説明し、黒岩頭首工につきましても今月中に説明をする予定であります。

説明申し上げます概要につきましては、3つの頭首工それぞれの受益面積が少ないために個別に改修することには費用対効果に問題があります。そこで、3つの施設を統合いたしまして1系統に整理することが考えられます。それは物理的に可能であります、費用対効果も乗り越えられそうでありまして、事業費も個別に改修するよりも少し安くなるということでありました。このような内容を受益者の皆さんに報告をいたしました。

調査では統合案がいいとの結果でありますけれども、事業費が数億円と多額になることが予想されまして、それを誰が負担するかが課題となっております。羽越水害の場合におきましては、全村での被害が極めて大きかったことから特別な計らいで受益者負担を免除しましたために、受益者の皆さんは施設整備は村が行うものと考えている向きも現状にはあります。しかし、このような施設は受益者が全体的に取り組む事業でありまして、そこを村が支援するというものであります。

したがって、各水利組合におきましても将来を見据えて十分に協議いただき、その結果も踏まえながら村の対応を検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたい、お願い申し上げます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。今のお話ですと受益者のほうからは何か、お金がかかるからやめるだとかそういう話は出ておるのでしょうか。

○議長（近 良平君） 農林観光課参事。

○農林観光課参事（板越昌生君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

7月に川口水利組合向けに行いましたけれども、その感じとしましては、川口水利組合では、お金はかかるけれども前向きに検討したいと、そのために土地改良区にも加入する意思があるという意見でございました。8月に安角頭首工、安角水利組合やりましたけれども、そのときについての感じは意見は特にまとまらなかったんですけれども、前向きに検討したいという意見でございました。

それから、黒岩頭首工の水利組合につきましては、あすの午後集まっていたいで説明会という予定でございます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。ぜひ、いい事業でありますし、地域にとっても大変重要な課題でもあり事業でもありますので、ぜひぜひ進めていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） これで一般質問を終わります。

---

日程第5、報告第4号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（近 良平君） 日程第5、報告第4号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第4号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

この報告は法の規定に基づきまして村財政の健全化判断比率と資金不足比率について監査委員の意見書を付して議会に報告をするものであります。いずれの比率も国で定めます基準を下回り、村の財政はおおむね健全性を確保していると思っております。以上であります。

○議長（近 良平君） 本定例会は代表監査委員に出席していただきました。さきに監査委員が村長に提出した健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について報告を求めます。代表監査委員、大戸三男さん、お願いします。

○代表監査委員（大戸三男君） ごめんください。監査委員の大戸三男でございます。

平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金不足比率について審査意見のご報告をいたします。初めに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成28年度健全化判断比率についてであります。

平成28年度健全化判断比率審査意見書をごらんください。

#### 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査期間は平成29年8月3日から8月17日であります。

#### 2. 審査の結果

##### (1)総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記・表については省略させていただきます。

## (2)個別意見

### ①実質赤字比率について

国が示した早期健全化基準は15.0%です。平成28年度の実質赤字比率は収支が黒字だったため、該当なしとなっています。

### ②連結実質赤字比率について

国が示した早期健全化基準は20.0%です。平成28年度の連結実質赤字比率は収支が黒字だったため、該当なしとなっています。

### ③実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率は8.4%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

### ④将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は32.4%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

## (3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。今後も健全な経営に努めてくださいますようお願いいたします。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度資金不足比率についてであります。

平成28年度資金不足比率審査意見書をごらんください。

## 1. 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。審査期間は平成29年8月3日から8月17日です。

## 2. 審査の結果

### (1)総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記・表は省略させていただきます。

### (2)個別意見

国が示した経営健全化基準は20.0%です。5つの特別会計と水道事業会計において資金の不足額は発生していないことから、平成28年度の資金不足比率は該当なしとなっております。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。今後も健全な経営に努めていただくようお願いいたします。

以上、平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金不足比率について審査意見の報告をいたしました。終わります。

○議長（近 良平君） 代表監査委員、ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

報告第4号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

---

日程第6、認定第1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について

日程第7、認定第2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長（近 良平君） 日程第6、認定第1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について及び日程第7、認定第2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

村長の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 認定第1号及び認定第2号は平成28年度決算の認定についてであります。

平成28年度の一般会計と9つの特別会計の決算については、5月末をもって出納を閉鎖し、会計管理者におきまして決算書が調製され、村長に提出されました。また、公営企業の水道事業会計についても3月末をもって決算書を調製しております。

提出された決算書は監査委員に対し、監査の実施を要請し、このほどその意見書が提出されました。したがって、決算書にその監査委員の意見書を添付し、また法の定めるところによりまして主要な施策の成果を説明する書類を添えて議会の認定に付すものであります。

なお、監査委員が村長宛に提出した意見書につきましては、追って代表監査委員に朗読していただきます。議会におきましては、十分にご審議をいただき、認定くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これで村長の説明を終わります。

さきに監査委員が村長に提出した決算審査意見書について報告を求めます。代表監査委員、大戸三男さん、お願いします。

○代表監査委員（大戸三男君） 監査委員の大戸です。

それでは、審査に付されました平成28年度各会計決算等について審査意見のご報告をいたします。初めに、平成28年度関川村一般会計及び特別会計決算等についてであります。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成28年度関川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類について審査を行ったものであります。

平成28年度関川村各会計決算審査意見書をごらんください。

#### 第1．審査の対象

審査の対象は、記載する1．平成28年度関川村一般会計歳入歳出決算から、12．平成28年度の運用基金の運用状況まで12件であります。

#### 第2．審査の期間

審査の期間は平成29年8月3日から8月17日までです。

#### 第3．審査の方法

この審査に当たっては、村長から提出された決算書類が関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正に執行されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正かに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類等の照合等、慎重に審査を行いました。

#### 第4．審査の結果（決算諸表について）

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

#### 第5．決算の概要と審査意見

##### 1．関川村一般会計

##### (ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、次の表①のとおりですので、ごらんいただきたいと思えます。

歳入総額は48億7,508万円で、前年度比2億4,665万円（4.1%）の減となっております。歳出総額は47億5,835万円で前年度比2億2,273万円（4.5%）の減となっております。形式収支は1億1,672万円の黒字となっております。繰越明許費は7事業で事業費1億2,172万円のうち1億51万円は国県支出金と地方債の未収入特定財源であり、翌年度へ繰り越すべき一般財源は2,121万円となります。実質収支は9,552万円で前年度を下回っており、単年度収支は3,622万円のマイナスとなります。実質単年度収支は3,579万円のマイナスとなります。

なお、村債の年度末現在高は前年度末より1,941万円多い50億3,499万円となっております。

経常収支比率は87.2%で前年度より6.8ポイント上昇しており、依然財政運営は厳しい状況となっております。

以降、決算額の増減に影響を及ぼした主なものを記載しております。説明は省略させていただきます。

次に、5ページでございます。

(イ) 事業執行等に関する意見

昨今の厳しい情勢の中、歳入の確保を図りながら事業の取り組みに努められました。保育料の軽減や高校卒業までの医療費支援、不妊治療に対する助成、高校通学定期券購入補助、学校給食費の助成などの保護者負担の軽減対策を継続しつつ、有利な起債を活用し、小・中学校のICT教育の導入や防災行政無線整備、除雪機械の更新、女川地区圃場整備事業等を実施されました。

村税については、収入額、徴収率とも昨年度を若干下回りましたが、徴収率は県内では高い位置にあり、財源確保の努力が認められます。財政力指数は県平均を大きく下回っており、かなり低い状況にあります。また、経常収支比率が上昇しています。今後も経費の削減に努められるようお願いいたします。

事業執行には、今後も恒常化している事業は成果の検証を重ね、堅実な事業の推進に努められるようお願いいたします。

次に特別会計に入ります。

2. 国民健康保険事業特別会計

(ア) 収支の状況について

歳入は、前年度比2,943万円(3.9%)の減となっています。保険税収入は前年度とほぼ同額の1億761万円となっています。保険税の現年分収納率は97.7%で前年度より0.3ポイント低下しています。滞納繰越額は679万円となっています。一般会計からの繰入金は前年度比3,005万円(43.2%)減の3,944万円となっています。歳出は前年度比3,044万円(4.5%)の減となっています。うち、保険給付費は前年度比2,819万円(7.4%)の減、3億5,488万円となっています。基金の年度末残高は3,603万円の増の9,015万円となっています。

(イ) 事業執行等に関する意見

保険給付費は減少傾向にありますが、さらに特定健診、特定保健指導の受診率を高めていただき、住民の健康づくりや疾病予防に適切な指導をお願いいたします。また、保険税の現年分収納率は97.7%となっています。引き続き収納率向上に努められるようお願いいたします。

3. 国民健康保険関川診療所特別会計

(ア) 収支の状況について

歳入は前年度比30万円(0.5%)の増となっています。診療収入は前年度比323万円(8.1%)の減、基金取崩し額は前年度比440万円(78.6%)の増となっています。歳出は前年度とほぼ同額となっています。

(イ) 事業執行等に関する意見

患者数や診療収入が減少傾向にあります。地域住民の高齢化に伴い、在宅医療の充実が求められ

ています。適切な診療所運営に努めていただくようお願いいたします。

#### 4. 介護保険事業特別会計

##### (ア) 収支状況について

歳入は前年度比1,017万円（1.0%）の増、歳出は前年度比1,293万円（1.4%）の増となっています。介護認定者数は前年度比9人増の460人、サービス受給者数は前年度比50人増の486人、保険給付費は前年度比593万円（0.7%）の増となっています。

##### (イ) 事業執行に関する意見

村の高齢化率は39.0%となり、高齢者及び要介護認定者が増加傾向にある中、介護予防対策では積極的な取り組みが見られます。今後も高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進し、在宅福祉の向上に努められるようお願いいたします。

#### 5. 後期高齢者医療特別会計

(ア) 収支の状況については、表⑤のとおりです。被保険者数は1,399人で、村内人口の約23.8%となっています。広域連合納付金は前年度とほぼ同額となっています。

##### (イ) 事業執行等に関する意見

引き続き医療の適正化に努めていただくよう、お願いいたします。

#### 6. 村有温泉特別会計

(ア) 収支の状況については、表⑥のとおりです。前年度に湯沢温泉3号井の貯湯槽及び揚湯施設の改良工事があったため、歳入歳出にも大幅な減額となっております。

##### (イ) 事業執行に関する意見

今後も施設の老朽化に伴い、修繕、更新が考えられます。村有温泉運営については、長期的な運営方針を定め、健全な管理運営に努められるようお願いいたします。

#### 7. 宅地等造成特別会計

(ア) 収支の状況については、表⑦のとおりでございます。全区画完売となっております。事業債の返還は今年度末、平成28年度末でございますが、未までに完了いたしております。

##### (イ) 事業執行等に関する意見

特に記載はございません。

#### 8. 簡易水道特別会計

##### (ア) 収支の状況について

歳入は前年度比711万円（18.8%）の増、歳出は前年度比851万円（25.2%）の増となっています。これは主に女川地区簡易水道変更認可関係業務委託939万円の増によるものです。一般会計繰入金は前年度比656万円（43.1%）増の2,178万円、事業債年度末残高は前年度比457万円（7.0%）減の6,103万円となっています。

(イ) 事業執行に関する意見

給水人口は年々減少しています。健全な管理運営に一層の努力をしていただくとともに、安全で良質な水道水を安定して供給するため、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いいたします。

9. 公共下水道事業特別会計

(ア) 収支の状況について

歳入は前年度比759万円（1.1%）の増、歳出は前年度比507万円（1.2%）の増となっています。これは主に下水道業務継続計画策定委託費680万円（皆増）でございます。及び、新公会計制度に基づく固定資産台帳作成委託費1,663万円（皆増）の増によるものでございます。一般会計繰入金は前年度比2,097万円（9.2%）増の2億4,790万円となっています。事業債償還金は前年度比2,223万円（6.4%）減の3億2,699万円、事業債年度末残高は前年度比1億6,478万円（4.7%）減の33億933万円となっています。

(イ) 事業執行等に関する意見

処理区域内の人口減少に伴い、加入人口も減少傾向にあります。加入率の促進に一層の努力をお願いいたします。

なお、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いいたします。

10. 農業集落排水事業特別会計

(ア) 収支の状況について

歳入は前年度比784万円（8.3%）の増、歳出は前年度比762万円（8.3%）の増となっています。これは主に新公会計制度に基づく固定資産台帳の整備616万円（皆増）に伴うもので一般会計繰入金は前年度比675万円（12.1%）の増、6,227万円となっています。事業債償還金は前年度比138万円（1.7%）増の8,055万円、事業債年度末残高は前年度比4,724万円（5.2%）減の8億6,514万円となっています。

(イ) 事業執行等に関する意見

処理区域内の人口減少に伴い加入人口も減少傾向にあります。加入率の促進に一層の努力をお願いいたします。

なお、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いいたします。

11. 財産（基金）の状況

積立基金の年度末残高は19億7,548万円となっています。村づくり総合対策基金は1,360万円を取り崩し、生活交通確保対策事業に充当しています。過疎地域自立促進事業基金のうち、若者共同住宅事業基金は1,500万円、通学定期券助成事業基金は300万円、越後下関管理事業基金は490万円を取り崩しています。ふるさと応援基金は105件、567万円の寄附があり、全額積み立てています。事業

に充当した額は410万円で年度末残高は1,315万円となっています。また、寄附金の累計は3,026万円となっています。環境衛生施設整備基金は1,740万円を取り崩し、荒川郷ごみ焼却場の施設撤去事業の負担金に充当しています。商工観光振興対策基金は4,150万円を取り崩し、観光施設整備事業に充当しています。教育整備基金は500万円を取り崩し、中学校の施設整備事業に充当しています。国民健康保険給付準備基金は3,603万円を積み立てて、年度末残高は9,015万円となっています。診療所管理基金は1,000万円を取り崩し、年度末残高は4,571万円となっています。介護保険給付準備基金は1,503万円を積み立てて、年度末残高は7,355万円となっています。

## 12. 基金の運用状況

運用基金の年度末残高は1億5,104万円となっています。土地開発基金は社会福祉センター用地及び村民会館駐車場用地を取得しており、保有する土地の面積は5,254㎡で、その金額は2,187万円となっています。奨学基金の貸付金年度末現在高は2,991万円となっています。

続きまして、平成28年度関川村水道事業会計決算について審査意見のご報告をいたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度関川村水道事業会計決算について審査を行ったものであります。

決算審査意見書をごらんください。

### 第1. 審査の対象

平成28年度関川村水道事業会計決算

### 第2. 審査の期間

平成29年8月3日から8月17日まで

### 第3. 審査の方法

村長から提出された決算報告書及び財務諸表が法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、事業財政の状況、管理運営について担当課長等の説明を求めました。

### 第4. 審査の結果

平成28年度の決算報告書及び財務諸表は法令に準拠して作成され、かつ経営内容や財政状況も適正に表示されており、正当なものと認められました。

### 第5. 決算の概要

#### (1)業務量

業務量については、表①をごらんください。給水人口は前年度比117人（2.6%）の減となりますが、年間総配水量及び年間総有収水量については、それぞれ前年度比1万9,705㎥（3.8%）及び8,580㎥（2.0%）の増となっています。有収率は1.4ポイント低下しています。

#### (2)経営成績

損益計算書については、表②をごらんください。純利益は前年度比838万円（382.4%）増の1,057

万円となっています。このことについて収益と費用の動きは以下のとおりでございます。

①収益について。営業収益は前年度比313万円（4.0％）の増、営業外収益は前年度比309万円（7.1％）の減となっています。一般会計補助金は前年度比70万円減の2,194万円となっています。

②費用について。営業費用は減価償却費の減により前年度比661万円（6.9％）の減、営業外費用は企業債償還金の減により前年度比347万円（13.3％）の減となっています。企業債年度末現在高は5,708万円の減、8億3,161万円となっています。

#### 第6．事業執行等に関する意見

給水人口の減少に伴い有収水量及び給水収益の減少が考えられます。収支は黒字となっているものの、企業債利子償還金は一般会計からの補助金に頼っている状況です。健全な管理運営に一層の努力をしていただくとともに、安全で良質な水道水を安定して供給するため、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討が必要と思われまます。

以上、平成28年度関川村一般会計及び特別会計決算等並びに平成28年度関川村水道事業会計決算について、審査意見のご報告をいたしました。今後の村の発展と健全財政の堅持に一層努力されるようお願いいたします。終わります。

○議長（近 良平君） 代表監査委員、ご苦労さまでした。

あらかじめお願いしますが、決算認定案件2件につきましては、お手元に配付の平成28年度決算審査特別委員会分科会審査表（案）により審査いただく予定ですので、質疑は所管外のことについて行い、所管事項については分科会審査時に行うようにしたいので、ご協力をお願いします。

それでは、質疑を行います。

初めに、認定第1号 平成28年度関川村各会計の決算認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号及び認定第2号については、7人の委員をもって構成する平成28年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び認定第2号については、7人の委員をもって構成する平成28年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

資料配付のため、しばらく休憩します。

午後1時49分 休憩

---

午後1時49分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

平成28年度決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定により、ただいま配付しました平成28年度決算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、平成28年度決算審査特別委員会の委員は別紙のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時50分 休憩

---

午後2時13分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

日程第8、議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例

日程第9、議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第8、議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第43号及び議案第44号は条例の一部を改正であります。詳細は税務会計課長、住民福祉課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（田村久美子君） 議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。今回の改正は地方税法などの一部改正に伴い、村の条例を改正するものです。

1 ページ目をお開きください。

第1条中、附則第4条の4の改正は控除対象配偶者の定義変更に伴う改正で平成31年1月1日施行し、平成31年度以後の個人の村民税からの適用になります。

附則第5条は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定したもので、平成30年1月1日施行となり、平成30年度以後の個人の村民税から適用となります。

附則第15条は文言の修正であります。

次に3ページをお開きください。

第2条の改正は消費税率が引き上げとなる平成31年10月1日が施行日となるものです。

ほとんどが車体課税の見直しの実施に伴う改正です。お配りした水色の紙、車体課税の見直しのスケジュールをごらんください。

左上の自動車取得税の欄の一番右の網かけの部分をごらんください。自動車取得税は県税であります。この自動車取得税の廃止の時期が消費税率が10%になる平成31年10月1日になりました。これに伴い自動車取得税にかわるものとして軽自動車税に環境性能割が創設され、村税として導入されることになります。水色の紙の軽自動車税の欄の一番右の網かけの部分がそれになります。この環境性能割は当分の間、それまでどおり県が賦課徴収等を行います。また、現行の軽自動車税は種別割と名称変更しますので、これらの規定の整理をするものです。

なお、4ページをごらんください。4ページの下の方なんですけれども、第22条の4は法人税割の標準税率が引き下げられたことに伴う改正です。

以上です。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 続きまして、議案第44号について説明させていただきます。

平成22年9月より新潟県の重度心身障害者医療費助成事業実施要領が一部改正になりました。その改正により村の条例・関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例第3条に3号を加えるものでございます。

内容は精神障害者保健福祉手帳の交付1級を受けた者に対しまして医療費助成も対象とするものでございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。1ページ目の5条の上の括弧の欄、特定一般用医薬品等というのはどういう医薬品を指すのか。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（田村久美子君） いわゆるセルフメディケーション税制の導入になります。今までどおりの医療費控除と別に適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から健診、予防接種等受けている個人を対象として所得税における措置とあわせて、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション、自主服薬のことですが、推進のための所得控除制度を導入するということです。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） どういう、具体的にどういふ医薬品を指すのかお聞きします。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。（発言者あり）副村長、わかるんですか。じゃ、副村長。わかる人答えてください。

○副村長（佐藤忠良君） じゃ、俗っぽいことで申し上げます。医療費がどんどんふえてるものから、できるだけ自分が薬局から買って、余り医者にかからないようにするために、その特定の一般的な医薬品もかなり入るんですけども、それも税のときに医療費控除の対象にしますよという制度ができたんです。それに伴う、今までは医者にかかって処方箋もらって調剤薬局で買わねばね、それが主に、それ以外のものを対象になったのもあるんですけど、それを公に今度は認めて、できるだけ医者にかからないように薬局で簡単な薬は買ってもそれは税の対象にしますよと、こういう制度です。平たく言えばそういうことです。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 薬局から買った場合、何か証拠になるものは領収書、それをとっておけば対象になると。はい、わかりました。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（田村久美子君） 従来の医療費控除とこのセルフメディケーションの医療費控除は一緒にすることはできません。どちらか一方を選択することになります。

あと、薬局等で買うと対象になる医薬品に何か星印とかがついてるんだそうです。なので、区別ができると思います。以上です。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 今ほどの税務課長の説明だと医療費控除、今までの医療費控除、医院もしくは病院に行っただけかかった年間の医療費を申請して控除してるわけですよ。それと副村長の話では薬局に行っただけ買ったのが控除の対象になるから、それが新たになりましたというのは、選択をしてどっちかというふうに私聞こえたんですけど、そういう捉え方でよろしいですか。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（田村久美子君） 従来の医療費控除は所得の5%もしくは10万円以上、どちらか低

いほうを選択して医療費、領収書をもってきてもらって医療費控除を受けてたんですが、これは10万円以内で薬局などで買った対象になるお薬が1万2,000円を超えて最高8万8,000円までが対象になります。なので、いっぱいお医者さんにかかる人は従来の医療費控除を受けられると思いますけれども、お医者さんには余りかからなくて売薬で終わってる方は今度こういう医療費控除ができましたので、どちらかの選択ということになります。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 富山の薬売りなんか置いていく薬も対象になるわけですか。富山の薬売り。常備薬。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（田村久美子君） スイッチOTC薬品っていつて指定された薬品だけで、例えばここにちょっと例が載ってるのは「コンタック鼻炎Z」とか「ガスター10」とかっていうふうに決められた医薬品ばかりになりますので、置き薬では対象にならないものもあると思います。

○議長（近 良平君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第43号及び議案第44号は、所管であります総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

---

日程第10、議案第45号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第3号）

日程第11、議案第46号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12、議案第47号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13、議案第48号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第10、議案第45号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第3号）から日程第13、議案第48号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第45号から議案第48号は平成29年度の関川村4つの会計の補正予算であります。

詳細はそれぞれ総務課長、住民福祉課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） それでは、議案第45号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。10ページのほうお聞きください。

2款1項1目2節、3節、4節、職員給与費等につきましては、9月1日付で採用しました運転職員の給与等でございます。下の7節賃金につきましては、4月の異動で運転員1名が学校管理士のほうに異動となりまして、この者にかわりまして臨時職員を雇用した関係で賃金を計上させていただいたものでございます。13節特定個人情報安全管理措置対応支援業務委託は特定個人情報に関する安全管理措置対応支援業務をBSNアイネットに委託するものでございます。

はぐりまして11ページ、情報セキュリティポリシー改定支援業務委託料250万円につきましては、政府共通ネットワーク利用機関バールドメインの変更に伴うもので、情報セキュリティポリシー、ポリシーは規範ですけども、改定支援業務を株式会社ぎょうせいに委託するものです。先ほどの特定個人情報安全管理措置対応支援業務と同様、国のガイドラインの改訂によりまして情報漏えい防止のための取り組むものでございます。

続きまして、6目12節手数料は村で助成しておりますLED集落街灯の設置に係る電力会社への登録事務の手数料、こちらの消費税分でございます。

7目11節修繕料は光ケーブルの支障移転のための修繕料でございます。13節移住定住促進パンフレット作成業務委託はパンフレットの作成を現在観光協会のほうに所属しております現地域おこし協力隊員であります齋藤さんに委託するもので、現状の勤務時間以外に作業をお願いするものでございます。

なお、印刷費につきましては、別に当初予算のほうで計上済みでございます。

19節地域おこし協力隊事業資格取得等支援補助金は地域おこし協力隊員の定住につなげるため資格を取得するための試験・講義等に要する経費について補助をするもので、期間中、最大3年なんですけども、期間中1単位20万円を上限とします。今補正額10万円につきましては、現在の協力隊員の希望を聞いた上で予算化したものでございます。

なお、当事業費は全額特別交付税の対象となります。

次に、12ページをお聞きください。

3項1目13節社会保障・税番号制度、マイナンバーの改定の委託料でございますが、これにつきましては全額国の補助で、内容としましてはマイナンバーカードへの旧氏の記載、氏名のローマ字表記、西暦表記、これは希望者になりますけども、こういったものに対応するためのシステム改修でございます。

次に、4項1目13節選挙人名簿等電算委託料は期日前投票の事由、要件がございますが、こちらのほうに災害により当日投票が困難な者の期日前投票が要件に追加されたということで、それに伴うシステムの改修費でございます。

13ページをお開きください。

3款1項1目3節は職員の異動に伴う諸手当の増と時間外の実績によります見直し増でございます。7節賃金は職員の療養休暇取得に伴う臨時職員の雇用賃金でございます。28節は社会保障・税番号制度システム改修費として国保会計に繰り出すものでございますし、2目28節介護保険会計繰り出し金につきましては、人事異動に伴う職員給与と社会保障・税番号制度システム改修費として繰り出すものでございます。

14ページ、4目20節扶助費、これにつきましては7月から新規利用者が1名あり、障害児通所サービスを受けるための扶助費でございます。

2項1目7節賃金、こちらのほうは学童保育の利用者が増加したことにより臨時職員1名を雇用するものでございます。

はぐりまして15ページ、2目11節修繕料につきましては、下関保育園の遊戯室の天井から雨漏りがございまして緊急に修繕を行うといったものでございます。

16ページ、5款2項2目19節農林公社分収造林間伐材売払交付金、これにつきましては土沢団地分収造林5ヘクタールの間伐材売払金を農林公社60%、そして土地所有者40%の割合で精算したもので、分収造林契約者が村でございすけども、実際の所有者は上土沢集落であることから上土沢集落に交付するものでございます。

17ページをお開きください。

7款2項2目11節修繕料につきましては、施設修繕の増に伴う補正でございます。

18ページをお開きください。

9款4項1目8節報償費につきましては、関川子どもチャレンジ100有償ボランティアが増員になったということで謝金の追加を行うものでございます。

2目15節工事請負費につきましては、女川ふるさと会館、こちらの和室にございますエアコンが故障したため取りかえを行うというものでございます。

3目1節報酬、8月末日付で渡辺館長が退職されまして、その館長を今後は教育課生涯学習班長が兼ねるといことによりまして減額をするものです。あわせて、賃金はこれに伴い臨時職員を1名雇用するというものでございます。

19ページをお開きください。

5項2目11節修繕料は予算不足による補正でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

13款1項1目1節障害児入所給付費等国庫負担金は障害児通所サービスを受ける新規利用者が7月から1名あり、それに伴う負担金で負担率は国が2分の1、県・村各4分の1でございます。

2項1目1節総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金は戸籍住民基本台帳のシステム改修費に充当するものでございます。

2目1節社会福祉費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金は介護保険システム、障害者福祉システム、国民健康保険システムの改修の補助金でございます。2節の児童福祉費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金は児童福祉システムの改修の補助金でございます。

8ページをごらんください。

14款1項2目1節社会福祉費県負担金、障害児入所給付費等負担金は障害児通所サービスを受けることに伴う県の負担金でございます。

15款2項2目1節物品売払収入、これにつきましては、除雪車の売り払いによる収入でございます。内容としましては、8トン級スノーローダ、それから11トン級除雪ローダ各1台、13トン級除雪ローダ2台の計4台の売り払いによる収入でございます。

9ページをごらんください。

18款1項1目1節は前年度繰越金につきましては、本補正予算の財源とするものでございます。

19款6項2目1節雑入、農林公社分収造林間伐材売払交付金は先ほど申し上げましたとおり歳出で説明した分収造林の売り払い収益金を村で受けて、これを上土沢集落に交付するというものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 最初に、議案第46号から説明させていただきます。

議案第46号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,030万円とするものでございます。

最初に、歳出から説明させていただきます。207ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、国の指示によりますマイナンバーシステム改修委託料30万円の増額補正でございます。

前のページ、歳入のほう、ごらんください。206ページお願いいたします。歳出に伴います一般会計からの繰入金30万円でございます。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第47号 平成29年度関川介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,030万円とするものでございます。

最初に、歳出から説明させていただきます。405ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、健康介護班の4月からの人事異動に伴います補正と、今ほど説明ありましたマイナンバーシステム改修委託料の合計80万の増額補正でございます。

次に406ページをごらんください。

4款1項1目センター運営事業費、医療・介護ネットワークシステム、通称「ときネット」と申しますけども、その使用料を予算組み替えするものでございます。

続きまして歳入でございます。前のページ、404ページをごらんください。

今ほどの歳入80万円の一般会計からの繰り入れでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、議案第48号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,080万円とするものでございます。

初めに、歳出を説明させていただきます。905ページをお開きください。

総務管理費、1目総務管理費の18節の備品購入費でございます。これは情報セキュリティの共有化によりますプリンターの購入費11万円でございます。

それから、2目維持管理費につきましてですが、最初に旅費でございますが、このたび浄化センターの中央監視装置の工事が発注されまして、この工場検査のための出張旅費の追加、増でございます。それから、次の11節需用費でございますが、修繕料408万円でございますが、浄化センターの脱水機の故障等大きなものが重なりまして、それに伴う補正でございます。それから、18節備品購入費でございますが、マンホールポンプ等の点検のための、今までポータブル送風機がございませんでしたので、その購入費で5万円計上させていただきました。

続きまして、建設改良費の1目建設か医療費でございます。13節の委託料でございますが、浄化センターの中央監視装置の更新工事の関係で予算がかなり、落札率がかなり落ちまして、今回シーケンスコントローラー装置の更新をこのたび行うことになりました。そのための工事管理の委託料で50万円を計上させていただきました。

続きまして、歳入のほう、904ページをお開きください。

補正の財源ですが、前年度繰越金480万円を充当しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第45号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第3号）について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について質疑を許します。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 歳出の905ページの歳出の2目11節需用費の中の維持管理費で修繕料408万なってますけども、先ほどちょっと、課長の説明はつきり聞き取れなかったんで、修繕内容を、もう一回お願いします。

○議長(近 良平君) 課長。

○建設環境課長(高橋賢吉君) 済みません。それでは、浄化センターの脱水機の、脱水機の修繕のために約460万円くらい出ましたので、そのものが全体、全体的には既決予算が約1,500万円ぐらい

ありますけども、かなりを占めますので、今後の予定とか考えまして補正したわけであります。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（近 良平君） 日程第14、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 同意第1号は教育委員会委員の任命について村議会の同意を求めるものであります。

現在、教育委員の須貝誠さんが11月30日で4年の任期が満了となります。引き続き任命いたしましたので、村議会の同意を求めます。

なお、国の方針で教育委員は毎年1人ずつ任期満了となるようにしなければならないということから、須貝誠さんのこのたびの任期は平成29年12月1日から平成33年3月31日までとなります。よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会

付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

---

○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後2時49分 散 会